

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月11日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事 ● 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	荒川区
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	37-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.arakawa.tokyo.jp/kurashi/mynumber/mynumber.html

執行機関名 荒川区長

知事等(教育委員会)が行う特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務(負担金に係る事務)以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務(補助金に係る事務)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
事務の名称	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	学校教育法(昭和22年法律第26号)第81条第2項及び第3項に規定する特別支援学級において教育を受けるため必要な経費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
番号法別表第1の項	26	
番号法別表第2の項	37	
番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及びの該当部分		荒川区個人番号の利用等に関する条例 別表第一 第9の項 学校教育法(昭和22年法律第26号)第81条第2項及び第3項に規定する特別支援学級において教育を受けるため必要な経費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年六月一日法律第百四十四号)	荒川区就学奨励費実施要綱第1条
事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体が特別支援学校に就学する児童又は生徒について行う必要な援助を規定し、もつて特別支援学校における教育の普及奨励を図ることを目的とする。	第1条 この要綱による就学奨励費の支給は、特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)及び関係諸法令の規定を踏まえ、公立小中学校特別支援学級への就学の特殊事情にかんがみ、その就学に係る保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のために必要な経費を援助することにより、特別支援教育の振興を図ることを目的とする。
独自利用事務の関連規範		荒川区就学奨励費実施要綱 第4条

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
根拠規定	番号法別表第二主務省令 23 条 項 号	荒川区就学奨励費実施要綱 第4条
事務の内容	特別支援学校への就学奨励に関する法律第五条の経費の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務	就学奨励費の支給に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
根拠規定	番号法別表第二主務省令 23 条 項 1 号	荒川区就学奨励費実施要綱 第4条
情報提供者	市町村長	市町村長
提供を求める特定個人情報	特別支援学校への就学奨励に関する法律第二条第一項の保護者等若しくは当該保護者等と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
備考		